

(目的)

第1条 この条例は、西東京市(以下「市」という。))における平和行政の基本原則並びに平和事業の推進及び平和の日の制定について定め、もって市民の豊かで平和な生活の維持向上に資することを目的とする。

(基本原則)

第2条 市は、世界の恒久平和を願う市民の精神に基づき、平和施策を市民の協力と参加のもとに推進する。

(平和事業の推進)

第3条 市は、次に掲げる事業の推進に努めるものとする。

- (1) 平和の意義の普及及び平和意識の高揚
- (2) 平和に関する情報の収集及び提供
- (3) 平和に関する各種行事の開催及び後援
- (4) 平和に関する他の諸都市との交流
- (5) 前各号のほか、平和施策の推進に関し必要な事業

(平和の日)

第4条 4月12日は、西東京市平和の日とする。

2 市は、西東京市平和の日に、平和の意義を確認し、平和意識の高揚を図るため、記念行事を実施する。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年1月21日から施行する。